

---

Q105 逮捕の現場での令状によらない捜索・差押えの要件は何か。

---

A ①逮捕をする場合であること（220条1項柱書）、②必要があること、③逮捕の現場であること（同条同項2号）、差押えの場合は、④「証拠物（被疑事実との関連性）」であること（222条1項、99条1項）である。【P139～P140】

---

---

Q106 令状によらない捜索差押えが認められる理論的根拠に関して、二つの学説があるがどのような内容か。

---

A 相当説と緊急処分説である。相当説は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が高いことから、令状なしで捜索差押えをすることも許されるとする見解である。

緊急処分説は、証拠が存在する蓋然性に加え、逮捕の際には証拠が破壊隠滅される危険が高く、証拠を保全すべき緊急の必要があるということを根拠とする見解である。【P140～P141】

---

---

Q107 「逮捕をする場合」とは、どのように解されているか。各説からの帰結を答えよ。

---

A 証拠隠滅の危険が発生している必要があるから緊急処分説からは、原則として逮捕の着手が先行し逮捕と接着している必要がある。多少の時間では証拠の蓋然性は変わらないから、相当説からは多少の時間であれば逮捕の着手の前後は問わない。【P141～P142】

---

---

Q108 「逮捕の現場」とは、どのように解されているか。各説からの帰結を答えよ。

---

A 緊急処分説からは、証拠の破壊隠滅がなされる範囲、すなわち被疑者の直接の支配下にある空間に限られる。令状は管理権を単位に発付されるから、相当説からは、逮捕行為が行われた場所と同一管理権の範囲である。【P143】

---

---

Q109 逮捕現場に居合わせた第三者の身体や物についても無令状で捜索できるか。

---

A できない。【144】

---

---

Q110 なぜか。

---

A 証拠の存在する蓋然性が一般的に高いとはいえないから。【P144】

---

---

Q111 第三者が隠匿したような場合はどうしたらよいか。

---

A 「必要な処分」(222条1項・111条1項)として妨害排除措置を行う。【P144】

---

Q112 被疑者の身体や所持品について捜索を行うために逮捕行為が行われた場所から移動することができるが、どのような理論的根拠に基づくか。

---

A 令状による場合も許容されているから、付随行為たる「必要な処分」として行うことができる。【P145】

---

Q113 どのような事情があれば必要かつ相当といえるか。

---

A 例えば、被疑者の名誉等を害する場合、被疑者の抵抗による混乱が生じる場合、現場付近の交通を妨げるおそれがある場合には移動する必要があるし、最寄りの交番であれば相当な手段であるといえる。【P146】

---

Q114 移動した場所は、「逮捕の現場」といえるのか。

---

A 逮捕の現場と同視してよい。【P146】

---

Q115 それはなぜか。

---

A 被疑者の身体における証拠存在の蓋然性は移動しても変わらないから。【P145】

---